

「京田辺市土砂等による埋立等事業規制に関する条例」及び「京田辺市土採取事業規制に関する条例」の全部を改正する素案に係るパブリックコメントの実施結果

パブリックコメントの概要

- 1 意見募集期間 令和元年7月3日（水）から8月1日（木）
- 2 意見募集対象者 市内に在住、通勤、通学する人、市内に事務所・事業所を有する個人、法人・団体
- 3 意見募集方法 閲覧場所にある意見募集用紙（ホームページからダウンロード可）を持参または郵送、電子メールによる
- 4 意見提出者 1名（電子メール1名）
- 5 意見の数 7件
- 6 対応状況

区分	件数
A：素案に追加、または修正するもの（追加修正）	0
B：素案に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	4
C：条例の施行段階で参考とするもの（参考）	0
D：その他（その他）	3
合計	7

「京田辺市土砂等による埋立等事業規制に関する条例」及び「京田辺市土採取事業規制に関する条例」の全部を改正する素案に係るパブリックコメントの実施結果

番号	意見	意見に対する市の考え方	対応区分
1	周辺環境保全に向けた具体的許可条件内容をまず市民に示すこと。	土地の所有者等の同意を得ること、地元の自治会等への事前説明を行うこと、保証人を立てること及び規定された許可の基準に適合すること等が許可の条件となります。	B : 趣旨記載
2	地主以外の第3者機関を設置すること。	行政手続き上、規定された手続きの履行や許可の基準等に基づいて許認可処理しなければならないことから、第3者機関の設置は予定していません。	D : その他
3	監督体制において京田辺市が具体的にどういった人員体制で臨むのか明確に示すこと。 また、現地作業状況を自主的にカメラで監視保存義務とさせること。	人員体制については、現行体制を基本として、対応していくべきと考えます。 個人所有地内の行為に対して、カメラによる監視を義務化することは、プライバシー保護の観点から予定していません。	D : その他
4	仮に途中放棄など当初の約束が守れない場合保証人が履行しない場合などを想定して、許可した京田辺市が行政執行し、その責任を放置しないこと。特に、法人の“倒産やり逃げ”を許さない法整備と保険加入を条件とすること。	埋立て等及び土採取の履行を担保するために保証人を設ける制度としています。 また、安全な埋立て等及び土採取が行われるよう保証人の義務や指導の規定を強化した内容とします。	B : 趣旨記載

5	<p>宅地開発については、土壤検査など土質調査報告を義務づけ売却時の責任を明確にさせること。</p>	<p>現行制度では、宅地造成規制法等の許可を受けて行われる埋立て等に対して、土壤検査を義務付ける規定がないことから、土壤汚染の防止強化の目的として、土壤検査を義務付ける制度としています。</p>	B : 趣旨記載
6	<p>土砂の持ち込み・排出先を明確にして、運搬路を明確にさせること。 そして、第3者機関及び関係する自治会等の同意を条件とすること。</p>	<p>運搬路を含め土砂等の搬入元又は搬出先について、許可申請時に明確にさせる制度としています。 また、地元の自治会等への事前説明を行う制度としていますが、第3者機関については、前述のとおり設置を予定していないことから、条件としていません。</p>	B : 趣旨記載
7	<p>道路損傷など事業による補償を確実に履行させること。</p>	<p>事業実施に伴う公共施設等の補償については、事業中又は事業後に考慮すべき事項と考えます。</p>	D : その他